

平成31年3月8日

加盟団体
競技審判部会部員
公認レフェリー 各位

公益財団法人日本バドミントン協会
競技審判部長 山田順一郎

サービス高を 1.15m に固定する新ルールに対する 判定方法の暫定処置について

平素より本会へのご理解とご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、サービス高の固定に関してですが、サービス高を 1.15m に固定するルールが 2019 年度 4 月 1 日から運用されることに伴いその判定方法につきまして、国際バドミントン連盟 (BWF)、アジアバドミントン連盟 (BA) 主催の大会では BWF 公認の判定装置を使用し、サービスジャッジによる判定がすでに実施されておりますが、BWF 公認の判定装置が整っていない国内大会の現状ではどのようにして判定するかについて、第 2 回競技審判部会で協議がなされ、サービスジャッジ (サービスジャッジがない場合は主審) による現時点における判定方法は以下のように行うことで意見統一がなされましたのでお知らせいたします。

「ポストやプレーヤーの着衣にコート面から 1.15m 高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から 1.15m の高さのところに水平面をイメージし、判定をする」

色々と「ご意見」や「お考え」があるかと思いますが、4 月 1 日から施行という現状を考慮し、現時点では記述の判定方法の実施をお願いすることになりました。しかし、改善の余地は大いにあると思います。今後、判定を実施してしていく段階でよりよい判定方法が判明した際には、どしどし日本バドミントン協会までご意見を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月13日

加盟団体 各位

(公財) 日本バドミントン協会
競技審判部長 山田順一郎

1.15mサービス高の固定の実施ならびに 公認審判員資格検定会講習会ルール教本 2019（緑本）の 発行について

平素から本会の競技審判活動の普及発展にご理解とご尽力を賜り誠に有難うございます。

さて、1.15mのサービス高固定につきましては昨年12月に開催されましたBWF理事会において1.15mサービス高の固定について協議がなされ、1.15mサービス高の固定が継続して実施されることが決まりました。本会は一部の国際大会を除いて平成30年度はサービス高の固定は採用しないこととしてきましたが、この結果を受け本会としまして2019年度4月1日より、競技規則を下記の通り改訂し施行することにしました。つきましては関係方面への周知徹底をよろしくお願いいたします。

また、競技規則書（赤本）については、2018-2019版を既に発刊していることから2019年度につきましては改訂版を発刊せず、毎年発刊している公認審判員資格検定会講習会ルール教本2019（緑本）において他の改訂部分も含め掲載し、競技規則書（赤本）の改訂版に代わるものとするにとしましたご理解の程、よろしくお願いいたします。

記

（現行）

競技規則 第9条 第1項（取り消し線は現行の条文から抹消される箇所を示す）

（6）①~~サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。~~

②~~実験的に判定装置を使用する場合については、サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。（平成30年度は採用しない）~~

~~（7）サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。（上記（6）②の施行の場合は本項は削除）~~

（改訂後）

競技規則 第9条 第1項

（6）サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。

以上

平成31年1月28日

競技審判部部員
公認レフェリー 各位
加盟団体

公益財団法人日本バドミントン協会
事業本部長 山田 順一郎

大会運営規程 第24条の改訂について

平素より本会の諸事業とりわけ第1種大会の運営と発展に対し、各別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて最近、大会運営規程第24条に述べられている着衣上の文字列やロゴ、選手番号の表示に関する質問が、チームウェアを新調される際に数多く本会に寄せられるようになりました。また、新調されたチームウェア上の表示が大会運営規程第24条に遵守しているものかどうか疑義が持たれる表示も増えてまいりました。

同条はBWFの大会運営規程を基本に本会の独自性を加味し策定されたものでありますが、近年の国内におけるバドミントンという競技種目の社会的露出度が急激に増加している現状を鑑みた場合、今後は同条の理解度、周知を深めるとともに、独自性の部分も再検討していく必要性が叫ばれるようになりました。

それを受け、平成31年1月20日に開催されました「競技規則（諸規定集）ならびに公認審判員資格検定会講習会ルール教本編集委員会」で、大会運営規程第24条の改定について協議がなされ、別紙の改訂案が2019年4月1日より施行されることになりました。つきましては関係方面への周知徹底をよろしくお願いいたします。

大会運営規程 第4章 第24条の主な改訂点

- 第24条(1)で背面の3行の文字列、背番号の色は単一色ですべて同色と定められた。(ただし、「3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする」について、2019年度中は施行を猶予することになった。)
- 第24条(1)①で背面の文字列にはロゴを含まないことが明言された。また、文字列は水平表示に限ることが明言された。
- 第24条(1)④で背面の文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とすることが明言された。
- 第24条(2)①で上衣の前面の文字列の大きさは高さ10cm、横40cmの範囲内となった。
- 第24条(2)①～③で上衣前面には上記の範囲内でチーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができ、複数行の文字列やチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴの表示も認められるようになった。さらに、文字列に装飾文字の使用や複数色の使用も認められるようになった。
- 第24条(3)でノースリーブの上衣の場合のロゴ表示個所は、両袖に代わって両肩になった。
- 第24条(4)でショートパンツ、スカート、ワンピースの前面に表示できるスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号の表示場所は「前面底部」と明言された。
- 第24条(5)で医療用具メーカーのロゴはその数に入れないことになった。
- 第24条(6)でリストバンド、バンダナ、サポータなどに表示できるスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号の表示数と大きさが新しく規定された。

大会運営規程 第4章 第24条 (改訂)

* 赤文字の個所が改訂された部分です。

第24条 着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

(1) ウエア (上衣) の背面には、単一色で3行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。なお、3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。(「3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする」について、2019年度中は施行を猶予する)

①文字列各行の大きさは、高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。

②プレーヤー名、チーム名の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。ただし、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。

③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。

④文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。

(2) ウエア (上衣) の前面には、複数行の文字列の表示と、前番号の表示を認める。

①複数行の文字列は、高さ10cm、横40cmの範囲内に納まるものとし、チーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができる。(文字列にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい)

~~②文字列にはロゴを含まないものとする。~~

- ②文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
 - ③前番号はウェア（上衣）前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。
- (3) ウェア（上衣）には、右襟、左襟、右袖、左袖（袖のない場合は、右肩前面、左肩前面）、ウェア前面の5カ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示することができる。ただし、1カ所に表示できるものは1つまでとする。
- ①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
 - ②上記3つのうち1つは50cm²位内でも可とする。（メーカーロゴを除く）
 - ③メーカーロゴはその数に入れない。
- (4) ショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に2つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
 - ②メーカーロゴはその数に入れない。
- (5) 各ソックス（対の一つ）には2つまで広告（メーカーロゴやマークを含む）を表示することができる。大きさは20cm²以内とする。プレーヤーが正規のソックスは勿論、圧縮/サポートソックスを着用する場合も各脚/足には合計2つまで広告を表示することができる。（サポーターなどの医療用具のメーカーロゴはその数に入れない）
- (6) アンダーウェア（上衣）、リストバンド、バンダナ、サポーターなどの医療用具に1つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
 - ②メーカーロゴもその数に入れる。
- (7) 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記(1)～(6)の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。
- (8) プレーヤーは、違法な、抽象的な、本来商業的な、あるいは独断的で政治的または宗教的な意図のある、入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それに類似したやり方のものを表に出してはいけない。（これは着衣にはではない）
- (9) たばこの会社や製品に関する広告は禁止とする。